

松川

1 漁業権番号	内共第21号（松川）							
2 漁場の区域	基点第26号と基点第26号の2を結ぶ線から上流の松川本流及びその支流の区域（赤川本流及び八幡平市古屋敷の区域を除く。） 基点第26号 盛岡市玉山区松内字館13番地5の標識 基点第26号の2 八幡平市大更第7地割199番地1の標識							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り	松川本支流の免許区域	7月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	〃			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
		松川八幡平市柏台えん堤上流端の上流50メートルの地点から同えん堤下流端の下流50メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで			
		松川八幡平市松川砂防えん堤上流端の上流200メートルの地点から同えん堤下流端の下流300メートルの地点までの間の区域			〃			
(3) 全長の制限	名称		禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）		13センチメートル以下					
	いわな		〃					
	うぐい		10センチメートル以下					
(4) その他	組合が濃密放流して開設するにじますの特設釣場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。							
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
		(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円	円	組合事務所及び指定販売所
				やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	1,000	6,000	
	雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	800	4,000			
		ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び70歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び70歳以上の者を除き、500円を加算した額とする。						
	遊漁券販売所	名称		電話番号	名称		電話番号	
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所	
		全魚種	あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 Tel 019-623-8712	
			やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	22,400	20,100		
雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000				
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							